



やまだ 民児協だより

〈第19号〉

発行者 草津市山田学区民生委員児童委員協議会



雪化粧の比良山とハウス棟 旧草津川堤防から

所感

副会長 藤田 健二



本年四月より、
介護保険制度の改
正や生活困窮者自
立支援制度の施行
などが予定されて

います。このことは、新たな制度による支援を有効あるものとしていくためにも、地域における関係者のつながりやネットワークによる活動を強化していくことが大切であると言われています。

さらに、これからは関係者だけでなく地域の人々がお互いに助け合い、支え合うまちづくりが一層重要になると思われます。私も一民生委員児童委員として、微力ながら尽力してまいりたいと思います。

また、地域の皆様が抱える様々な課題に対して私達民生委員児童委員は、地域の皆様の身近な相談相手となり「見守り」そして必要な支援に「しなべ」ことに努めたいと思っております。

地域住民が「安心して暮らせる」ことにつながれば幸いです。



民生委員・児童委員

2014年 4月

12日
施設訪問
特別養護老人ホーム「ほぷら」



24日
草津市民生委員児童委員協議会
総会

5月

12~18日
「民生委員・児童委員の日」
活動強化週間



山田安全みとどけ隊



6月

4日
滋賀県民生委員児童委員協議会
連合会総会

14日
学区民生委員児童委員協議会
総会

10月

12日
区民体育祭



18日
市民ふれあい秋まつり
「福祉を考える市民のつどい」
にパネル展示



11月

2日
「やまだふれあいまつり」

綿菓子
コーナー
担当→



8日
市社協
「ボランティアフェスティバル」



15日
梅の木
剪定

市民センター
南側→



12月

歳末助け合い見舞金調査と配布

13日
学区民児協 人権学習

20日
山田市民センター年末大掃除

20日
笠縫学区まち協
「子ども育成部会」での
“ハンドベル演奏とトーク”



一年間の主な活動



7月

4日
山田小学校の先生方との懇談会

8日
松原中学校の先生方との懇談会



13~14日
三学区合同県外研修
福井県若狭町民児協との交流会



26~27日
アドベンチャーハウス参加

8月

3日
ふれあいパトロール

24日
ふれあいパトロール

9月

15日
学区敬老会協力とハンドベル演奏



20日
わんぱくひろば協力
「お楽しみウォーキング
&スイーツ作り」



2015年 1月

10日
松原地域包括支援センターとの
交流会



18~19日
学区民児協県外研修 (和歌山県)



2月

1日
びわ湖岸ヨシ刈り

21日
交換民児協
長田区真陽地区・大路区・
山田学区交流会



3月

3日
草津総合病院
ひなまつり行事に参加
ハンドベル演奏



14日
CAP研修会
「おとなワークショップ」

インフォメーション

学区社会福祉協議会が主幹となり関係団体及び関係者が、住みよい町“山田”を目指して取り組んでいます。

山田の医療福祉を考える会

平成27年4月から介護保険が改正されます。地域・福祉・医療が連携していかなければなりません。



関係者で熱心に議論されています。「認知症ケアパス」の作成

山田の福祉を考える会

福祉の担い手の発掘、長く住み慣れた地で安心して暮らせるよう話し合われています。



地域支えあい運送支援事業

「買い物」「通院」に困っておられる高齢者の方を送迎します。民生委員・児童委員にご相談ください。



安心のバトン 災害時要援護者登録制度(草津市)

制度に登録して、不慮の事故、地震・風水害に備えて、医療情報の「安心のバトン」と共に冷蔵庫に保管して下さい。



(自：平成25年12月1日 至：平成28年11月30日)

氏名	電話番号	担当地区
横江 智	564-3058	北山田町南部
田 渕 稔子	562-6096	北山田町北部
杉江 光枝	562-2843	山田町
藤田 健二	562-3371	五条町、岡町
岸本 勝	563-7868	南山田町
杉江 文子	562-4650	不動浜町、新南浜町
井上美佐子	563-5440	御倉町、南山田団地
川那邊孝六	563-8651	陽ノ丘団地西部
原田 忠	564-8123	陽ノ丘団地南部
久保 裕子	562-5079	木川町、木川町北部
日山 明子	563-6728	木川町北部
吉川日出夫	564-1892	出屋敷団地
木村 孝江	562-2000	出屋敷町
斎藤 實	563-5348	三ツ池町
飯田美智子	563-0801	学区全域 (主任児童委員)
高野 義孝	562-0306	学区全域 (主任児童委員)

地区によっては、複数の委員で分担しています。南部、北部とか、東部、西部となっている場合で判りにくいきは、最寄りの委員に相談してください。貴方の世帯を担当する委員に正確にバトンタッチします。



民生委員・児童委員には「守秘義務」があり、相談内容などは他に漏れることはありません。

※相談内容により福祉の専門機関へつなぎます。